

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 国際租税改革—外国税額控除方式から国外所得免除方式へ

経済産業省は、外国子会社からの受取配当金を非課税とする構想を、平成 20 年 5 月 23 日同省が発表した「新たな経済成長戦略」に盛り込みました。

同省によると、日本企業の外国子会社が海外に留保している利益の総額は 12 兆円強に上ります。日本の現行税制では、外国子会社が親会社に配当しない限り、親会社で課税されることはないため、子会社の利益の多くは日本に還流せず、海外に留保されています。外国子会社からの受取配当金を非課税とする構想には、外国子会社利益の国内還流による国内投資の促進への期待が込められています。

### 外国税額控除方式と国外所得免除方式

海外子会社からの配当は、子会社の所得が海外で課税された後に支払われますので同じ所得について海外と日本の双方で二重に課税が行われます。この二重課税を解決するための方法のひとつとして「外国税額控除」があり、日本のほか、アメリカ、イギリスなど、OECD 加盟国 30 カ国のうち 9 カ国がこの方法を採用しています。これに対し、フランス、ドイツ、カナダなど残りの 21 カ国は「国外所得免除方式」を採用しています。

#### 外国税額控除方式

所得の源泉が国内か国外かを問わず、全世界所得を課税対象としたうえで、外国で納付した税額を控除することによって国際的二重課税を排除する方式です。外国税額控除方式は、国内所得と国外所得とを等しく課税しますので、投資や経済活動を国内で行おうと国外で行おうと最終的な税負担は変わりません。したがって「資本輸出中立性」を有する制度といわれています。

#### 国外所得免除方式

国外に源泉のある所得を課税から除外することにより国際的二重課税を排除する方式です。国外所得免除方式では、自国の居住者や内国法人は、所得源泉地国（投資先国）において、現地企業と同様の課税を受けますが、居住地での申告は不要です。したがって「資本輸入中立性」を有する制度といわれています。

### 「新たな経済成長戦略」が示唆する我が国外国税額控除制度の問題点

我が国が採用している二重課税排除方式は、外国税額控除方式です。外国税額控除方式では、海外子会社からの配当は、最終的には日本の税率で課税されます。資本輸出中立の考え方では、当然の帰結かもしれません。しかし最終的に日本の高い税率で課税されるならば、必然的に海外の子会社に所得を留保して現地で再投資しようとする企業が増えます。

「新たな経済成長戦略」には、このような企業実態を踏まえたうえで、海外子会社からの配当を免税とすることにより、国内への資金還流を促すとともに、還流した資金が日本国内において成長性の高い投資に向かう期待が込められているのです。

### お見逃しなく！

外国法人から受ける配当・利子・ロイヤルティにつき源泉徴収された外国税は、日本の法人税法・所得税法上、直接納付外国法人税として外国税額控除を適用することができます（直接外国税額控除）。

海外子会社からの配当を非課税とする措置が、2009 年以降の税制改正において実現したとしても、直接外国税額控除制度は存続するものとみられています。